

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第22回)議事要旨

日時:平成30年4月26日(木)16時00分～18時00分

場所:経済産業省本館 17階 国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等	電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
阪本 敏康	イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之	株式会社エネット 経営企画部長
棚澤 聡	東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長
内藤 直樹	関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏	中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
柳生田 稔	昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之	東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長

議題:

- (1) 間接送電権について
- (2) 容量市場に関する既存契約見直し指針について
- (3) ベースロード電源市場について
- (4) その他(非化石価値取引市場の初回オークションに係るスケジュールについて)

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL:03-3501-1511(内線4761) FAX:03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(1) 間接送電権について

- 決済方法の詳細（抑制における間接送電権の取扱い）については、前回の作業部会にて確認したことが明確化されており、賛成。
- 決済方法の詳細（抑制における経過措置と間接送電権の優先順位）については、抑制の発生が稀頻度であり、かつ、システム改修の観点等、総合的に判断して、事務局案に賛成。
- 経過措置は、連系線利用ルールの見直しを行った後も、引き続き、電気の需要に応じて、適切に発電所への投資が行われるような環境整備が必要であることから、措置されるものである。そのため、連系線事故のように原因者が特定されないような時には、原則、間接送電権と同等に扱われるべきだと考える。つまり値差精算は特定な事業者に不利益とならないような仕組みが望ましいのではないかと。一方で、システム面は一時的な手当てで乗り切れると考えるものの、システム面、稀頻度の観点は理解できる。
- 経過措置を除いて間接送電権が発行されることを鑑みれば、経過措置から先に抑制されるということで、バランスが取れるのではないかと。
- 論点②。p5の※3について、抑制が頻繁に起きる場合、経過措置が劣後されることになる。そのため、この場合の大きな変化の定義を予め検討する必要があるのではないかと。
- 論点②。p5の※3について、現行連系線の利用ルールにおいて、混雑処理は長期から実需給断面に近づくにつれ、相応の頻度にて発生している。しかしながら、ここでの想定は、間接送電権を週間商品として売られ、その後の抑制のことであることから、その発生頻度は稀ということになる。つまり、この前提で、抑制の頻度等に大きな変化が起きてしまうということは、先ず以て、それ自体が問題なのではないかと。

(2) 容量市場に関する既存契約見直し指針について

- 本指針の対象は、kW 価値がすべて相対契約に含まれている契約に限定した場合、正確に把握はしていないが、多数の契約において kW 価値について、正確に定義されていないと考えられるため、ほとんどの既存契約が本指針の対象外となることになってしまうのではないかと。
- 本指針は、既存契約を見直す際に、既存契約を結ぶ際に容量市場が導入されていたと推定するとどうなっていたか、予想しながら考えるという原則を示したと考えられるのではないかと。そして、この原則から著しく離れることで、どちらか一方に不満が発生するような場合には、電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん及び仲裁手続きを利用すると考えれば、本指針も意味のないものとは言えないと考える。その場合、本指針の対象について、kW 価値がすべて相対契約に含まれている契約に限定されないと考える。
- 発電事業者等と小売事業者間において、平等な立場で交渉を行うため、容量市場の落札者と電源名を公開する必要があると考える。最終的には見直し指針にも記載いただきたい。情報の公開にむけて、特に問題はないと考えているが、発電事業者として公開できない理由があるようであれば、ご教示いただきたい。
- 情報公開については、特段問題ないのではないかと考えるが、いろいろな事業者の意見を聞いた方がよいのではないかと。
- 相対契約の見直しが必要となるような制度変更が 2020 年度付近にいくつも（間接オークション、ベースロード市場、容量市場、発電者課金等）行われる。必要に応じて、この複数の制度変更の内容がトータルに整合性がとれるように、行政から指導をいただきたい。
- 既存契約を見直すにあたって、容量市場から収入を得る権利は、だれに帰属させるか明確にする必要がある。例えば、地方自治体のもつ発電所と小売事業者が相対契約を結んでおり、JEPX への投入は小売事業者が行っている場合、容量市場への入札を行うのは地方自治体か、小売事業者になるのか。すなわち、発電事業者等という容量市場から対価を得る人を明確にする必要がある。
- 今回の指針は、容量市場の導入を想定していない前提で結ばれた既存契約の見直しに関するものであり、容量市場を見据えて結ばれる新規の相対契約について、本指針の対応がひな形であるようなものではないということを明確にするべきである。必ず容量市場で受け取った収入を小売事業者へ還元しなければならないということであれば、容量市場を導入した目的がわからなくなる。
- 経過措置は電源との相対契約をもっていない小売事業者への負担を減らすために導入されるが、経過措置対象の発電所と相対契約を結んでいる小売事業者と、新設の発電所と相対契約を結んでいる小売事業者との間で負担に差が発生すると考えられる。この場合、契約見直しが大変になる可能性があると考えられる。

- 実務の混乱を回避させるという意味で本指針の内容は必要と考えている。本指針において、協議が必要となった場合の検討を行う視点が挙げられていることは評価したい。
- 現時点では、リクワイメント、ペナルティ等の詳細な情報が決定していないため、これ以上詳細な記載は難しいと考える。今後、詳細が決まっていった際には、追記されていくことを期待したい。
- 小売事業者からは、基本料金のうちどこまでが固定費にあたるのか、わからない可能性が高い。そのため、指針において、一般的な発電種別ごとの基本料金にふくまれると固定費の例を示して欲しい。
- 本指針の対象外となるかもしれないが、相対契約において、エリア分断が発生した場合のエリア間値差についても論点になる可能性がある。
- 小売事業者の容量市場への支払い額についてはピーク時のシェアによる変動の影響等があり、発電事業者等の受取額は期待容量であるため、差が出ることは想定される。
- 本日いただいたコメントを精査し本指針の記載内容を検討する。また、今後容量市場に関する議論が深まっていくにあわせて、本指針についてもさらに検討していく必要があるものとする。

(3) ベースロード電源市場について

- 事務局資料では、卸電力市場については、供出上限価格以下であるのか、ベースロード市場への供出価格について自己の小売部門と無差別であることが保障されているのかを監視をする。小売市場については、45 ページ左下の※印にあるように、小売部門での不当廉売に該当しないかを監視することが記載されている。この内容は、ベースロード市場の機能のために必要であるので支持するが、これで十分なのか。
- 45 ページの図に書かれたような構造は、競争政策や競争法の分野では、プライスス・クイズやマージン・スクイズと呼ばれている。平成 22 年の NTT 東日本事件で、今回の資料に書かれた構造と類似する構造であり、そこでの考え方はこのベースロード市場でも参考になるもの。そこでは、最高裁は、小売部門での不当廉売にあたらぬ場合でも、小売市場で競争者排除をもたらすような卸市場での価格付けがなされているならば、それは卸市場における取引拒絶、すなわち卸市場での価格が高すぎることを問題にしていると言っている。つまり、費用割れの要件を満たさない場合でも、小売市場での競争者排除につながる場合には、卸市場での価格を直接コントロールできる。これは電取委が行う卸市場での規制の参考になる考え方。
- これによると資料 45 ページにおける供出価格の A 円と、託送料金部分は除くが小売料金の E 円を比較して、競争者、この場合ベースロード市場から購入する新電力に生存の可能性があるかどうか、を見るという考え方となる。もちろん、このような卸市場での価格の規制は例外的だが、不当廉売の問題、また卸価格の上限価格以内かどうかといった問題に視点を閉じることなく、今後議論を進めていただきたい。

- 上限価格だけ見ているのは、不十分上限価格を見るということすらきちんと出来ていないのではないかと。小売価格と言うものがあつたとして、そこから託送料金を引いたものよりも入札価格が高かつたらまったく説明が出来ない。小売のコスト、利潤がゼロであつたとしても、そのコストで販売できないので、明らかに不当廉売。小売のコスト、利益がゼロだつたとしても維持できないような価格になっている。
- 第一に小売の平均料金と記載。小売の平均料金がどの範囲を念頭に置いているのかにもよるが、これはベースロードの市場であるので、完全に豆腐型で販売する。当然、小売平均と書いてはあるが、豆腐型と想定されるものと常識的に考えてもそうだと思うが、そうだとしても、後から言う理由でまずいと思うが、そうでない色々なものを含めた大口の全部あるいは小口まで含めたものだとしたら、問題外。
- 次に、今 NTT の事例が出て来たが、事実としてまず認識しなければならないのは、ベースロード市場はあくまでも札を入れる価格のことを言っている。しかし、ベースロード市場の場合には、市場メカニズムにより入札価格よりも高く売れる可能性がある中での話であり、販売価格ではなく入札価格が議論の対象である。なおさら入札価格を高くするという点については、NTT の事例に比べても正当性が低い。少なくとも電力市場の場合には、小売料金にそれなりの価格差が付いているということが分かっている状況下で、平均を取るということが本当に良いのかということは、きちんと考えていただきたい。それで、一番低い小売価格から託送料金を引いたものが、応札価格よりも高いということがあつたとしたら、その需要家に対しては明らかにコスト割れで売っている。それで不当廉売かどうか詳しく調べるといふ悠長なことを言うのではなく、そもそもベースロード市場は完全に失敗であつたことを世の中に示すことになる。例えば、小売価格は公共の電力調達などで入札価格がある程度分かっているのだから、少なくともその小売価格から託送料金を引いた水準よりも高い価格でベースロード市場に出て来るといふことは、未然に防がなくては行けないのではないかと。
- 不当廉売をしていないことを前提として、不当廉売をしていないということとインコンシステントな価格になっていないかは、きちんと前もって見るべきではないかと。実際に独禁法の不当廉売で争うことになると、凄く時間がかかる。せっかくベースロード市場が出来たのに、何年も無意味な市場になってしまい、その間、競争が死んでしまつても良いのかはきちんと考えていただきたい。もともと貫徹小委で議論されていた時には、いろいろなものとパッケージで議論。パッケージの反対側の方は導入が決まつて実現しているにもかかわらず、そのパッケージとして出て来たベースロード市場は、形だけは整えたが全く無意味な、馬鹿みたいに高い売り札の市場になってしまうことがあれば、エネ庁の政策の失敗であることが言える。監視委に全部任せるのではなく、エネ庁ももう少しきちんと考えなくては行けないのではないかと。少なくとも、小売平均料金という甘いもので見ていて本当に良いのかはきちんと考えていただきたい。
- 監視委は周知の事実としてベースロード市場にあまりポジティブに考えていなかった。結局、緩々とした監視しか行われず、ベースロード市場が機能しないということになると、エネ庁と監視委の両部門で責任の押し付け合いをしている間に、本当に競争が死にかねない。少なくとも小売料金から全く説明のつかない価格で出させないようにする、そのような価格が出来てきた場合にはただちに対応する、というような体制を整えることが必要。

- 事後監視について。このような状況でスタートして、買い手が付かないような価格でしか供出されなかった場合がないか、危機感。
- ベースロードの定義が水力、原子力、石炭となっており、実際にベースで稼働しているLNGはベースロードには入っていない。未稼働電源の固定費を含めた価格で供出されることを前提において出てくる価格が、本当に小売に充てられるような価格になるのかどうか非常に懸念。その中で、本当に事後監視で良いのか疑問。
- 今まで、シミュレーションを行っていただきたいと新電力から主張しているが、今回の場合、どのくらいの供出価格になるのか。それ程難しいシミュレーションではないと思っており、旧一般電気事業者とのやり取りの中で、どの程度の価格になるのか、価格をある程度予見することはできるのではないかと期待している価格になるのかを確認したうえで、細かいルールを決めていく、という順番が良いのではないかと。
- ルールに関してはいろいろ細かい点がある。例えば、燃調を入れないことになっているが、石炭の燃料費をどう考えるか、将来の為替や石炭価格をどうみるか、そこのルールを決めないと、あまり意味がないことにもなりかねないと思う。そういうレベルでの供出が現実に行われそうなのかどうか、事前にもう一度シミュレーションしていただけないかと期待する。
- まずは、監視について。45ページの図で、E円、B円の比較について。我々も比較すべきは平均ではなく、小売の最低料金。現在、現場で、ベースロード電源が充てられているのは最安の小売料金だと思う。一口に小売料金といっても（様々）。例えば、旧一電が公開している特高・高圧の標準メニューと、本年4月に供給開始した入札案件で、オープンになっている情報で提示価格を分析したところ、量や負荷率にもよるが、kWhあたり5~10円の値差があるケースが存在。相対契約の事例でいえば、昨年度後半に標準メニューから47~48%程度の値下げをして新電力から需要を取り戻された例もある。先月も、西日本のエリアで、我々が部分供給していた特高需要家から、旧一電による全量での大幅値引き、新電力では到底提案できない価格、我々がそれを実現しようとすれば、計算すると51%値引きしないと無理だが、そうした水準で取り戻された例もある。
- いわゆる安い電源を一部の需要家に充当して顧客を獲得していることも想定。こうした営業実態からも、小売料金は平均ではなく、最低で見るべき。こうした利益を内部補助として新電力との競争や一部の需要家のみに利益を充てられることは、あってはならない。ベースロード電源への公平なアクセスの観点から、最低価格、あるいは、先程説明した相当廉価で販売されている事例も参考に、監視をお願いしたい。
- 2点目にベースロード市場への供出量について。供出事業者に割振られる供出義務量というのは、供出量の下限値。そのため、その供出義務量を果たされた上で、まだ当年度になってベースロード電源に余力があるにもかかわらず、スポット市場や先渡市場に供出されないということがないように監視をお願いしたい。
- また、そのような余力がある場合は、是非旧一般電気事業者には相対契約の交渉を積極的に受け入れていただきたい。
- 3点目に買い手の取引要件に関して。ベースロード市場の創設で、今持っている電源を安いベースロード電源に置き換えるということだけではなくて、新規に追加的に効果的に獲得したいということから計画基準を要望。そういった意味では、実需給の前年度のベースロード市場での取引が終わって、当年度のベースロード電源に余力がある場合に、当年度分を相対取引で新電力が旧一般電気事業者とベースロード電源を取引す

ることについては、控除などの記載があるものの、制約を設けないように整理をお願いしたい。余力があつて余った当年度の分については、相対取引で自由度が高く交渉を望めるように整理をお願いしたい。

- 4点目に常時バックアップについて。常時バックアップについては資料にあるように、基本政策小委の議論や先般の意見募集の結果を踏まえたうえで議論を進めていくべきと史料。33ページに控除前提の記載があるが、まさに記載されているとおり、ベースロード市場導入直後の常時バックアップの使用量を予見することは困難。部分供給に対する取り扱いと同じように、ベースロード市場導入後の1、2年間は様子を見て、検討していただきたい。
- 監視の在り方について。45ページの小売平均料金のところについて、(価格に)非常に大きなバラつきがあるので、平均化してしまうと、安い所は見えなくなってしまうのではないかと発言があった。需要家にとって、どちらの仕組みで、電気の調達の仕方によって大きな差が生じるということは、この制度において重要なポイントになるのではないかと。需要家間で大きな不公平感がないような制度にしていきたい。価格感度の高く、料金に対して物を言う顧客だけが(メリットを)享受して、そうでない顧客は黙っている、そういう制度にしたくないというのが、45ページの図を見た時の思い。
- また、事後監視について心配なところがある旨の発言があったが、我々としても危機感を持っている。監視の在り方について、具体的にどのように実施するか、常時監視する項目があつて、それに何か引っ掛かるトリガーのようなものがあれば、さらに詳細に踏み込むというようなフローがあつても良いのではないかと率直に思った。そういった状況を踏まえると、25ページの相対契約のところ、控除可能量は10%に限る、と上限側のみをイメージしている部分があるが、もしかしたら上下限について、柔軟に実勢をみたうえで、今後対応していくという可能性はあるのではないかと。
- 最初に、論点の前に、ベースロード市場と諸市場との関係ということで、いくつかグラフをいただいた。非常に重要な論点を提起していただいていると史料。以前から、このような会議体では、コメントとしてはあつたと思うが、要するに、市場間の裁定というのは、やはり起こり得るということをしちつと頭に置いて議論すべき。フランスの制度もそうだが、結局、固定価格に変動価格が混ざってくると、事実上、オークション商品が出てきているということ。諸市場との横串を刺した議論というのは重要だということは提起していただき、有難い。
- 次に論点2の相対契約について。控除可能量について、一定程度、制限とか上限を設けるということだと思つている。これ自体、別に反対しているものではないが、10%とか、ここのあたりの数字は何か根拠があつて付けられているものとの印象を持っているが、上限を付けることは、ベースロード市場に出てくる電気見合いのものが実際に、制度上よりもより多く出てくるということなのか。25ページなどに「供出量の10%に限る」とあるが、10%出ても10%と見做すということだと思つているが、このあたりの数字の背景がよく理解出来なかった。後日でも教えてもらえれば参考になる。
- 杞憂かもしれないが、39ページの論点5について。相対の取引要件、特に新しく登録した事業者に関してどう扱うのかという議論を行った。結果、3ポツ目にあるように、基本的には超過したものを差し引こうと取り纏めしたものと認識。しかし、悪い見方をすると、潰すことを目的にダミー会社を作って売り抜けて、また次の年にダミー会社を作って靴抜きをする、或いは単年の中で靴抜きをする人がいないとも限らず、そ

れに対し無防備でよいのか若干懸念している。あまりにも性悪説に立ちすぎた見方かもしれないが、どのような考え方にすればよいか念頭に入れておく必要があるのではないかと。

- 論点6について。基本的には電気はバンドルとしてではなく単体として売られるという前提にした世界の話だと思料。他方で自由化とは、バンドルしても売ってもよい世界。デジタルプラットフォームの世界を見ると、コストは内部補填し放題であり、サービスも0円だったり、或いは場合によっては消費者にお金を出して使ってもらおうという世界も現出している。自由化の中で、こうしたバンドルされたサービス、色んな商材を売ってもよいという世界を想定すると、この不当廉売のところは、伝統的な世界であればよいが、どこまでこの自由化の世界に妥当できるのか。
- 最後に細かい点であるが、31ページ目の論点4。上から4番目の所に「ベースロード市場から調達した電気がスポット市場に転売される」と書いてあるが、私の理解だと、ベースロード市場に出るべきものが、常時バックアップなり他の市場を通じてスポットに流れてしまうとの理解で良いか。
- 2点ほど質問があったので、事務局から説明。
- 10%の話であるが、考え方としては一種のセーフガード的なものをイメージ。あまりに急激に相対取引量が増えてしまった時に、ベースロード市場側への供出量が減ってしまうのは問題ではないかということで、ストップ的なもので決めている。
- 指摘いただいた所について。確かに31ページの4ポツは言葉足らずのところがあったかと思うので、常時バックアップの文脈で議論しているので、ベースロード市場と常時バックアップを併用した時に、どちらかわからないが、スポット市場の方に玉が出て行く可能性があるのではないかと、ということを含意いただく趣旨である。
- 部分供給に関して。36ページの部分供給の形を見ると、そもそもの形は一番左端のかたちから部分供給という制度が始まったもの。ある時間帯の部分で供給していない事業者が現れる可能性がある。これがピーク時だとして、白い方はそれを負わなければいけないが、色つきの方は負わなくても良い。そのような契約を許していくことは、おかしな話。
- 部分供給に関しては、前のページにおいて、常時バックアップが基本政策小委員会において検討を深めるとの書き振りがされているので、部分供給に関しても、いろいろな問題点を今後の制度のなかでは孕んでくる可能性がある中での検討が必要。
- 2点。1つ目は、相対取引の位置づけの論点④。控除対象となる相対契約の要件として価格の乖離を確認するとある。しかしこれは負荷率が70%~95%などレンジがあるなかで価格を比較することの整合性が担保されにくい。新電力側からも、相対契約のニーズに関する声が挙がっていたので、あまり使いにくくなるような過度なルールをここで課するのが本当に得策なのか。
- 供出価格の監視のあり方について。特定の需要家向けの小売単価をピックアップすると、競争市場における小売戦略というファクターが反映されてくるのではないかと考えている。そういう意味では、卸価格の価格差に関する監視というよりは、やはりこれは、小売価格の監視と対応していただくことがベター。

- 実務上、発電と小売を分社化されている旧一般電気事業者もあり、発電卸と小売戦略が必ずしも一致しない顧客ベースがあるのは、ある意味、自由化市場ではあり得ること。そういう意味でも卸市場のルールとして監視するよりは、やはり、小売側の監視で行うことがより適切。
- これまでの議論を踏まえ、本日、供出上限価格の考え方や相対取引、常時バックアップや部分供給の取引量の控除の是非といった点について整理。常時バックアップ、部分供給については、以前から、競争活性化までの過渡期の制度という位置付けで導入されたものと認識。出来るだけ早期に廃止していただきたいとお願いしてきたところ。一方、この場でもベースロード市場が制度目的に資するものになるかどうか分からないので、当面の間は残して行っただろうかということで、本日議論に至っていると認識。
- このベースロード市場を機能出来るようにして、常時バックアップや部分供給は役目を終えたと、早くなればよいと考えている。これからベースロード市場にどのような入札をするかは検討して行くが、買っていたかかないことには機能しないので、買っていただける価格は何かということを考えて行きたい。
- 2点、まず42ページの供出価格の作り方について。資料のとおり、料金算定規則に準じて算定するという事なので、これは公平、適切な観点から理解できる。
- 監視の在り方が議論になっているが、44ページにあるように、監視のために算定根拠等を出す必要があるが、これは競争上極めて重要な情報であることから、資料にも書いてあるように、非公開の場での慎重な取扱いをお願いしたい。
- 本日事務局から提示されているベースロード市場に関する具体的な制度設計案は、これまでの本作業部会での議論が反映
- ベースロード市場の監視については、当委員会が担うとされているが、電力の適正な取引の確保という委員会の本務の観点から、委員会が行うべき監視は当然行う所存。また、今後具体的な監視実務を検討するに当たり、買い手の取引要件については、日本卸電力取引所が監視実務を担うことや、供出量や供出上限価格の監視を行う際に必要な情報の提供を受けることを前提に、本日の議論も踏まえて委員会においても、独立組織であることを踏まえた自律的な議論を深める。
- また、市場監視に関連して事務局資料では、小売価格とベースロード市場への供出価格の関係について言及されている。旧一般電気事業者による取戻し営業など、旧一般電気事業者の個別の小売価格が、ベースロード市場への供出価格や社内取引価格より低いことは、経済的合理性が乏しいのではないかと指摘が存在することは、委員会としても承知している。今後、公平な競争を構築する観点から議論を深めて行きたい。
- なお、本市場の目的は、電源アクセスに関する旧一般電気事業者と新電力との間でのイコールフットイングを確保することと承知している。市場の開設後、実際それが達成されているかどうかの検証が重要であり、その結果によっては、ベースロード市場の仕組みの見直しや、それ以外の措置の可能性も含め更なる検討が必要となる可能性があるということについては、述べさせていただく。
- ベースロード市場の監視については監視等委員会においても精力的に取り組んでいただけるとの発言があったので、エネ庁としても協力しながら検討していきたい。その際、監視の在り方について意見をいただいたが、念のために申し上げますと、今回、ベースロード市場ということで議論いただいているのは、発電側から

ベースロード市場への供出価格について。この価格が妥当かどうかを監視すること。これは制度的措置として、一定の上限価格内で供出していただくということなので、コスト割れで供出していただくという趣旨ではない。そういう観点から、小売事業者に対する社内の卸価格との整合性等を確認することで申し上げている。小売の平均料金という点について書いているのも、そうした観点から、社内の調達価格についての整合性を確認するというところで「平均料金」と書いている

- 今回議論いただいている小売事業者は、供出義務者は発電事業者なので、小売事業者は若干議論の外にあるわけだが、需要家に対してどういう価格で卸売をしているか、卸売をしている時に競争環境としてどうなのかということについては、先程監視等委員会からもあったが、様々な議論をいただいていると理解。松村委員からも意見があったが、小売料金の在り方を議論しているものではないので、監視等委員会と連携しながら議論を進めていくのではないかと。
- 先程指摘いただいた相対契約について。供出量からの控除可能量について議論しているということなので、新電力との間でベース需要を越えて相対契約を結んではいけない、ということでは全く無いという点は、補足的に指摘させていただきたい。

(4) その他(非化石価値取引市場の初回オークションに係るスケジュールについて)

- 今週 24 日に開催された JEPX における説明会にて、「非化石証書が RE100 に使えるか」という趣旨の質問があり、この点について、昨日事務局から CDP に改めて見解を確認したところ、次のような回答があったので紹介する。
 - 非化石証書が GHG プロトコルに準拠していることは確認済みである。また、CDP のスコープ 2 としての利用が可能であることについては正式に回答があった。一方で、RE100 への報告は、要件を読んで企業が判断するものであり、問題があった場合には対応するような性質のものである。再エネ消費として計上できる要件は、必ずしも GHG プロトコルに準拠することが必要とは書いていないが、非化石証書が GHG プロトコルに準拠しているとの確認が取れたことで、非化石証書を RE100 に利用することについて、現状では問題はないと思われるが、各企業の判断で実施していただきたい。
- 一方、今後トラッキングの整備に進むことが国際的にも望まれている。